

一般社団法人 日本統合医療学会  
定款及び規程等の用語の統一を図るための規程

制定年月日：2023年5月7日

**第1条** (目的)

この規程は、一般社団法人 日本統合医療学会（以下、「本会」という）における、定款や規程等で用いられる語を統一し、解釈の誤りを減らすことを目的とする。

**第2条** (用語の整理)

本会は、前条の目的を達するために必要な用語の整理を行うように努力しなければならない。

**第3条** (ガイドラインの作成)

用語を整理し、まとめたときには可及的速やかにガイドラインを作成しなければならない。

二 整理した用語については、変更をより困難とすべきものについては本規程に規定し、それ以外の用語はガイドラインに収載する。

**第4条** (規程等の名称等)

本会において、定款を受けて作られる規定の集まりを規程と呼び、規程を受けて作られる規定の集まりを細則と呼ぶ。

二 規程は定款に反する内容であってはならない。

三 細則は規程に反する内容であってはならない。  
る。

**第5条** (施行日)

本規程は、2023年5月7日から施行する。